

健生食輸発0215第1号  
令和6年2月15日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(台湾産養殖鰻の証明書発行機関及び証明書様式変更)

標記については、令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和6年2月9日付け健生食輸発0209第3号)にて通知したところである。

今般、台湾当局から、養殖鰻及びその加工品のスルファジミジンの検査命令免除に係る証明書の発行機関及び証明書様式を令和5年8月1日付けで変更した旨連絡があったことから、同通知の別添1を下記のとおり改正し、別添3に示す様式を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

なお、令和5年7月31日までに発行された証明書は旧様式を適用することを申し添える。

記

別添1の台湾の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻及びその加工品(白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業委員会漁業署が発行した輸出証明書が添付されているもの除く。	スルファジミン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻: 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。 蒲焼き鰻: 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミンが残留しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾農業部漁業署が発行した輸出証明書が添付されているもの除く。	スルファジミン	別表1の4によること。	鰻及び白焼き鰻： 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」によること。 蒲焼き鰻： 平成16年3月31日付け食安輸発第0331002号別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分析法」によること。	スルファジミンが残留しているおそれがあるため。

に改める。